

食品安全委員会（第519回会合）議事概要

日 時:平成26年6月24日（火） 14:00～14:55

場 所:食品安全委員会大会議室

出席者:佐藤委員長代理ほか5名出席

傍聴者:報道 0名、行政機関 3名、一般 8名

議事概要

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関する リスク管理機関からの説明について

- ・食品衛生法第11条第3項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質

[1] イタコン酸 [2] グリセリン酢酸脂肪酸エステル
[3] グルカン [4] ポリグリセリン脂肪酸エステル

→厚生労働省から説明。

本件については、農薬専門調査会において審議することとなった。

- ・動物用医薬品 1品目
メロキシカム

→厚生労働省から説明。

本件については、動物用医薬品専門調査会において審議することとなった。

- ・遺伝子組換え食品等 2品目
[1] CPR株を利用して生産されたL-シトルリン
[2] AHD株を利用して生産されたL-ヒドロキシプロリン

→厚生労働省から説明。

本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することとなった。

(2) 新開発食品専門調査会における審議結果について

- ・「サラシア 100」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当委員の山添委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書（案）については、意見・情報の募集手続に入ることが了承され、得られた意見・情報の整理、回答（案）の作成及び評価書（案）への反映を新開発食品専門調査会に依頼することとなった。

- (3) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について
- ・ 農薬「クレソキシムメチル」に係る食品健康影響評価について
 - ・ 農薬「クロラントラニリプロール」に係る食品健康影響評価について
 - ・ 農薬「メタフルミゾン」に係る食品健康影響評価について

→担当委員の三森委員及び事務局から説明。

以前の委員会で決定したのと同じ結論である「クレソキシムメチルの一日摂取許容量を0.36 mg/kg 体重/日と設定する。」、「クロラントラニリプロールの一日摂取許容量を0.26 mg/kg 体重/日と設定する。」、「メタフルミゾンの一日摂取許容量を0.12 mg/kg 体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

- ・ 遺伝子組換え食品等「ステアリドン酸産生ダイズMON87769系統」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「『遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準』に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

(4) 食品安全関係情報（5月24日～6月6日収集分）について

→事務局から報告。

カナダ食品検査庁（CFIA）による、食品安全行動計画（2010年から2011年の化学物質（生鮮果実類及び野菜類、乳製品並びに乳児用調整粉乳中の過塩素酸量）を対象とした調査の報告書）の公表の概要等を報告。